

第5章 誘導施策

1 都市機能誘導等に係る施策

本市の都市機能誘導区域として設定した赤湯、宮内の市街地については、都市・地域の中心拠点として都市づくりを進めるため、以下の施策の実施に向け取り組んでまいります。

	施策	実施主体	実施時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
① 都市サービス施設の誘導、集約、高度化による拠点性の強化	地域交流施設の高度化・複合化	市	→		
	子育て支援施設の立地誘導	市		→	→
② 商業機能等の誘導・強化	空き家・空き店舗を活用したチャレンジショップ等の商業・業務機能の誘導	市	→	→	→
③ 商業等と連携した観光関連施設の充実による魅力的な観光地づくり	烏帽子山公園の環境整備	市	→	→	→
	双松公園の環境整備	市	→	→	→
	観光関連施設の整備検討	市	→	→	→
④ 中心部を歩いて楽しめる環境の整備	烏帽子山公園周辺の環境整備	市	→	→	→
	(都)赤湯停車場線の整備	県	→	→	→
	JR赤湯駅から赤湯温泉街までを歩いて楽しめる歩行空間、沿道空間の整備	市	→	→	→
	フラワー長井線宮内駅、熊野大社、交流プラザ蔵楽を結ぶ歩行空間の整備	市	→	→	→

2 居住誘導等に係る施策

本市の居住誘導区域内への居住の誘導を進め、合わせて良好な生活環境を形成するため、以下の施策の実施に向け取り組んでまいります。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
① 居住誘導区域等への居住の誘導	まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携した転出抑制及び転入促進			→
	国の優遇制度等を活用した居住の誘導			→
② 多世代居住の実現に向けた居住誘導	空き家を活用した居住支援			→
③ 都市基盤整備等による居住環境の向上	市街地の生活道路の改善			→
	幹線道路の整備			→
	居住誘導区域内の既存公園・緑地の環境整備			→
	除雪体制の強化			→
④ 徒歩、自転車の安全な通行環境の確保	居住誘導区域における安全に歩ける歩行空間の整備			→
	赤湯駅、宮内駅までの安全な自転車通行空間の整備			→

3 公共交通に係る施策

自動車を使用しなくても、徒歩や公共交通で必要な生活サービスを楽しむことができるよう、以下の施策の実施に向け取り組んでまいります。

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
① 利用しやすい公共交通の充実	市内循環バスのルートや運行時間等の利便性の向上	市		
	バス停や駅の利用環境の向上	市		
② 公共交通ネットワークの維持	市内循環バスの継続的運行	市		
	「おきタク」等の継続的な実施	地元協議会		
	フラワー長井線の継続的運行	山形鉄道		

4 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等について

都市のスポンジ化等、居住誘導区域内における低未利用地にかかる課題を解消するため、低未利用土地利用等指針の活用を検討します。

また、空き地・空き家や所有者不明土地等の低未利用地の活用に関する支援制度を活用しつつ、公有財産を含む複数の土地の利用権等を交換・集約、再編し、未利用土地を一体敷地とする等、市が活用促進に繋げるコーディネートを検討します。

① 低未利用土地利用等指針

種別	指針
利用指針	<ul style="list-style-type: none"> ○「空き家バンク」への登録を推奨し、低未利用土地の流通を促す。 ○空き地・空き家については、地域の状況を踏まえて、その地域に不足するパブリックスペース(交流施設、交流広場、緑地、道路等)としての活用を推奨する。
管理指針	<ul style="list-style-type: none"> ○土地所有者等は、空き家またはこれに付属する工作物が倒壊、下落または飛散する等、管理不全な状態にならないよう適切に修繕し、必要な場合は解体・除去を行う等、適切な対策を講じること。 ○土地所有者等は、不法投棄や病虫害の発生等を予防するため、定期的な除草など適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと。

② 低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項

記載事項	内容
低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定	○都市機能誘導区域又は居住誘導区域
低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項	<p>【促進すべき権利設定等の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地上権、賃借権、所有権 <p>【立地を誘導すべき誘導施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市機能誘導区域における誘導施設、居住誘導区域における住宅 等